

国保第520号
令和6年11月7日

岐阜県医師会長
岐阜県歯科医師会長
岐阜県薬剤師会長

様

岐阜県健康福祉部長

県・市町村福祉医療助成制度における併用レセプト請求方式の導入について

日頃から、県の福祉医療制度の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、公費による医療費等助成事業では、自治体の区域内外を問わず患者による一時的な窓口負担をなくし、円滑に受診できるための環境整備が進められています。

当県においても、これに対応するため、現在実施している福祉医療制度の現物給付の方式について、下記のとおり現行の福祉医療費助成金請求書を用いた「連名簿方式」を改め、全国標準規格の公費負担者番号を用いた「併用レセプト請求方式」へ、令和8年4月診療分から移行するよう調整を進めているところです。

つきましては、各医療機関等におかれましても、レセプトコンピュータ改修等の必要な準備を進めていただくとともに、各会におかれましては会員への周知にご協力賜りますようお願いいたします。

記

1 併用レセプト請求方式の対象となる制度

乳幼児、子ども医療費助成（市町村単独実施分含む）、重度心身障害者医療費助成
父母子家庭（ひとり親）医療費助成、※市町村単独福祉医療を含む

2 医療機関における変更点（事務処理流れ 別紙1参照）

区 分	現 行	併用レセプト導入後 (令和8年4月診療分から)
窓口受付	受給資格証の確認	受給資格証（別紙2参照）の確認
福祉医療費の請求	福祉医療費助成金請求書に必要事項を記入し、国保連に請求	診療報酬と併せてレセプトにて国保連または支払基金に請求
福祉医療費の支払 時期	当月払い	翌月払い（別紙3参照）

3 開始時期

令和8年4月診療分

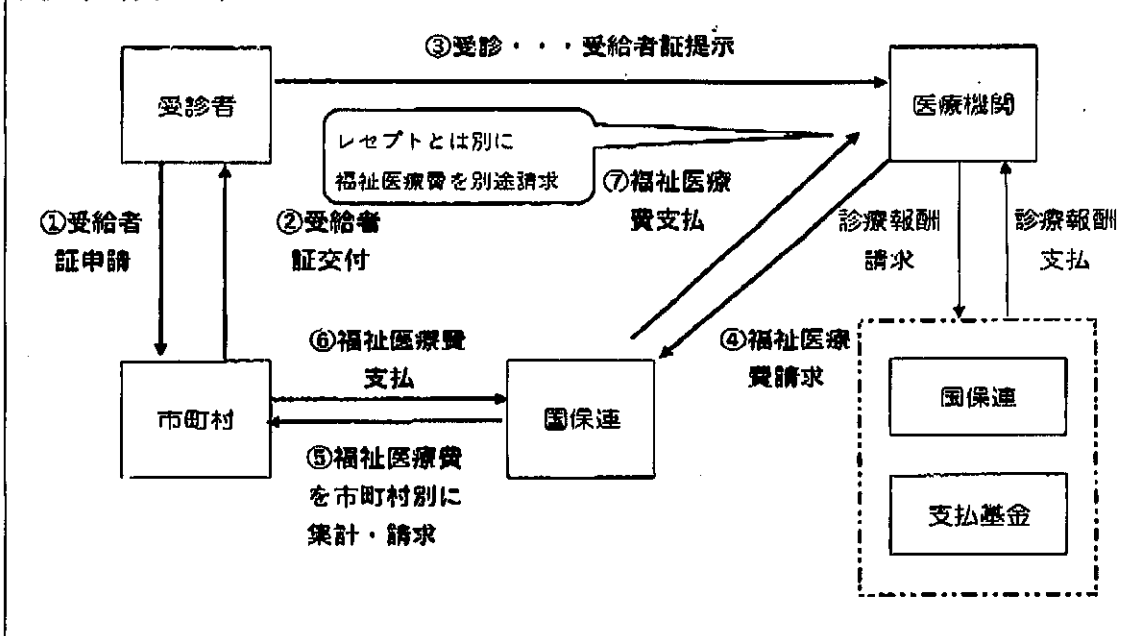
4 会員への周知について

周知用の概要版（別紙4参照）を作成しましたので、周知の際にご活用ください。

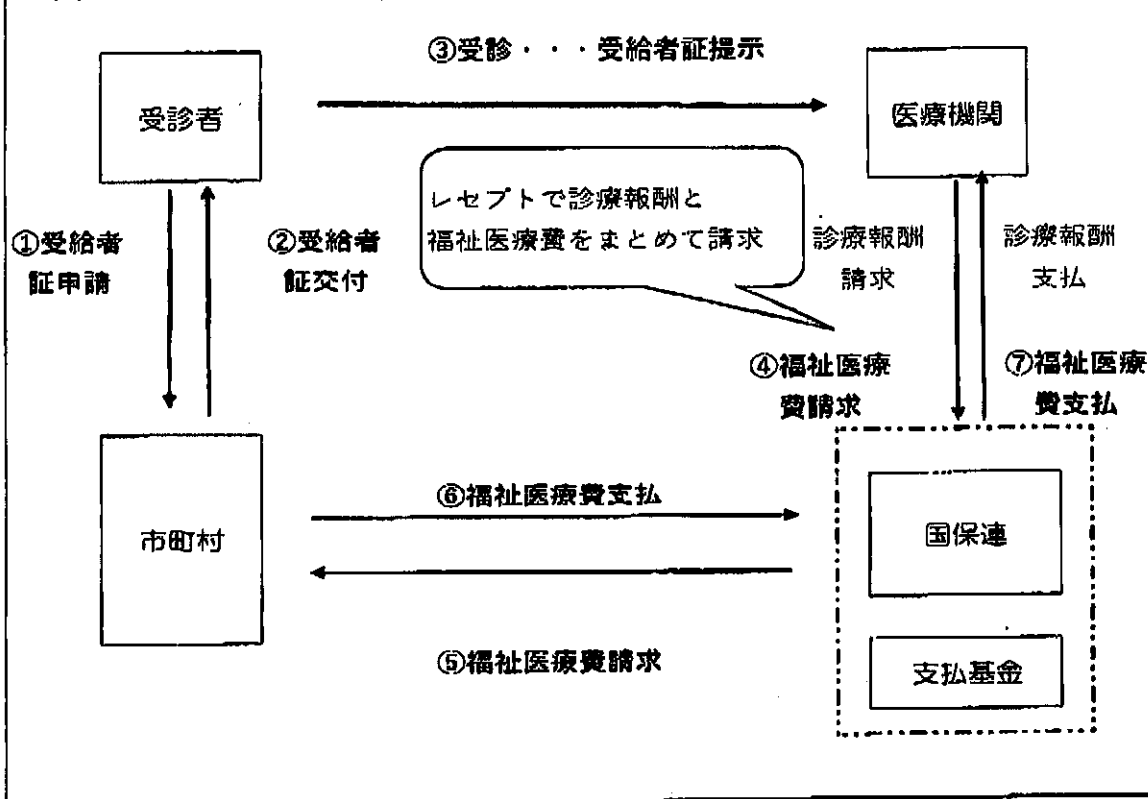
岐阜県 健康福祉部 国民健康保険課 福祉・高齢者医療係			
係長	中村	担当	高麗
TEL	058-272-8346（直通）		
E-mail	koma-takafumi@pref.gifu.lg.jp		

福祉医療費助成制度の現物給付のしくみ

現状（運名簿方式）



令和8年4月診療分から（併用レセプト方式）



受給者証変更イメージ

別紙 2

現行

福祉医療費受給者証	
受給資格者番号	
住所	受給者番号15桁
氏名	
生	年 月 日
性別	見本
年齢	
所得	
所得	
所得	
所得	
所得	
所得	

受給者証が変わります！！

令和8年4月以降

福祉医療費受給者証	
負担者番号	
受給者番号	
住所	受給者番号7桁
氏名	
生	年 月 日
性別	公費負担者番号8桁、受給者番号7桁で記載する
年齢	
所得	
所得	
所得	
所得	
所得	
所得	

公費負担者番号8桁

※ 受給者証のレイアウトはサンプルです

【福祉医療費の支払日について】

令和8年4月診療分（5月請求分）より、医療機関等への福祉医療費の支払いは、主保険の保険給付分の支払いと同日となります（従来より1か月支払が遅れます）。

※国保・後期分は国保連合会より、被用者保険分は支払基金より支払われます。

○国保・後期分の請求支払スケジュール

（電子請求医療機関等は請求の翌月20日支払、それ以外の医療機関等は請求の翌月26日支払）

令和7年度		令和8年度		
3月	4月	5月	6月	7月
3月診療	★新受給者証へ切替			
	連名簿請求 ▼	当月末日支払 ▼		
	請求 ⇒ 審査 ⇒ 支払			
	4月診療	併用レセ請求 ▼	翌月20日(または26日)支払 ▼	
		請求 ⇒ 審査 ⇒	支払	
		5月診療	請求 ⇒ 審査 ⇒	支払

岐阜県からのお知らせ

福祉医療費助成制度の請求方法が変わります

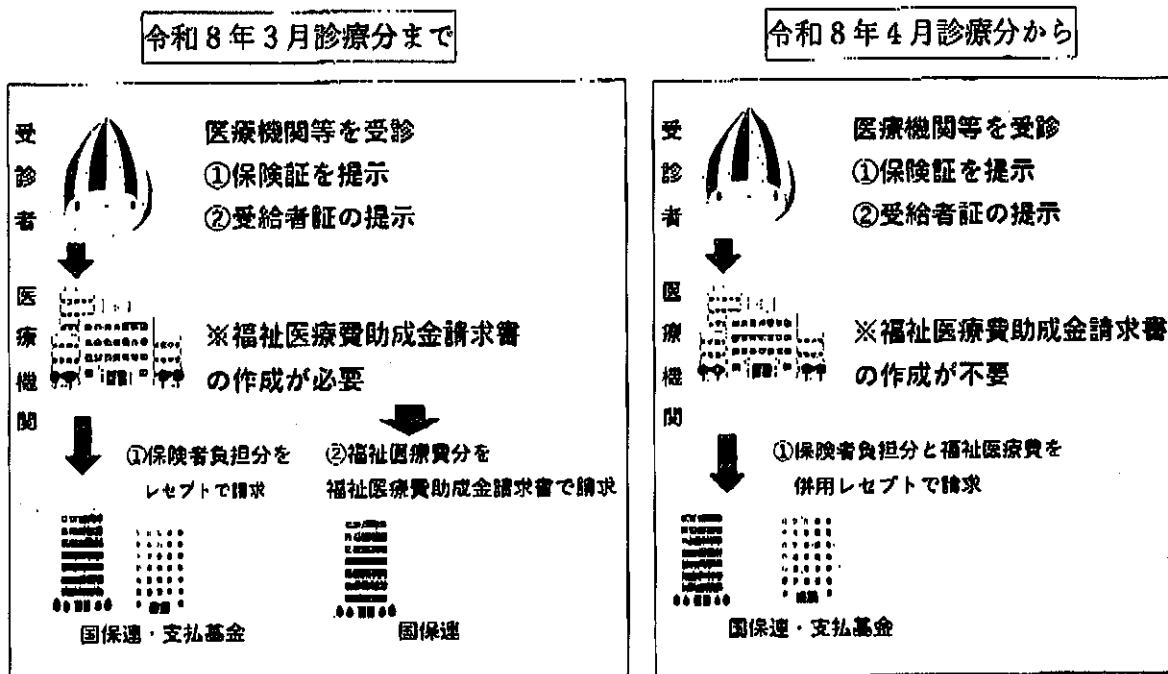
令和 8 年 4 月より、県・市町村が実施している福祉医療費助成制度の「福祉医療費助成金請求書」を廃止し、全国的に行われている「併用レセプト請求」方式による現物給付を導入いたします。

＜併用レセプト請求方式の対象となる制度＞

乳幼児・子ども医療費助成（市町村単独実施分含む）

重度心身障害者医療費助成、父母子家庭医療費助成

※「福祉医療費助成金請求書」を用いて現物給付している福祉医療費助成制度が対象



医療機関のみなさまへお願い

①レセプトコンピュータの改修について

・福祉医療費分も全国的に行われている併用レセプトにて請求いただくことになります。お使いのレセプトコンピュータによっては改修が必要な場合がありますので、あらかじめご準備をお願いします。（詳しくはレセプトコンピュータ業者にお問い合わせください。）

②令和 8 年 4 月以降は、新しい「受給者証」の確認をお願いします。

・受給者には令和 8 年 3 月までに、新たに受給者番号を記載した新しい受給者証が送付されますので 4 月以降は必ず新しい受給者証で番号等をご確認願います。

・なお、令和 8 年 3 月診療分までは、従前どおり福祉医療費助成金請求書を用いて、国保連に請求願います。

③福祉医療費の医療機関等への支払いについては保険給付分の支払いと同日となります。

（令和 8 年 4 月診療分の福祉医療費の支払いは令和 8 年 6 月払いとなります。）